

# 暗号資産に係る課税関係の見直し(消費税)

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

個人所得課税においては投資家保護のための法整備等を前提に、暗号資産の譲渡等に係る所得区分の見直し等がされるが、消費課税においても同様に暗号資産の課税関係が見直される。

### 2.内容

金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産の課税関係が以下の通り見直される。

- (1) 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの(改正前:支払手段に類するもの)の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。
- (2) 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。
- (3) 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とする(改正前:課税)。

### 3.適用時期

金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用される。

### 4.影響

暗号資産の譲渡についてはその譲渡対価の5%相当額を課税売上割合の分母に算入することになるため、課税売上割合が低下し、控除できる仕入税額が減少する可能性がある。

## 1. 改正の趣旨・背景

2026(令和8)年税制改正では、個人所得課税において暗号資産の譲渡等に係る所得区分の見直し等がされる。これは暗号資産を資金決済法における支払手段から、金融商品取引法における有価証券として規制することを前提とするものであるが、消費課税においても暗号資産の法的位置付けの変更を前提に、その課税関係が見直される。

## 2. 内容

金融商品取引法等の改正を前提に、暗号資産の課税関係が以下の通り見直される。

- (1) 暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの(改正前:支払手段に類するもの)の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。
- (2) 消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。
- (3) 暗号資産の貸付けについて消費税を非課税とする(改正前:課税)。

取扱い	改正前	改正後
暗号資産の譲渡	非課税※1 (支払手段に類するもの)	非課税 (有価証券に類するもの)
暗号資産の譲渡に係る課税売上割合の計算	影響しない	影響する (譲渡対価の5%を分母に算入する)
暗号資産の貸付け	課税	非課税

※1 2017(平成29)年6月以前に国内において行った暗号資産の譲渡は、消費税の課税対象とされていたが、暗号資産が資金決済法に支払手段と規定されたことを契機に、非課税へとその取扱いが変更された。

### 3. 適用時期

金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用される。

### 4. 影響

- ・暗号資産の譲渡についてはその譲渡対価の5%相当額を課税売上割合の分母に算入することになるため、課税売上割合が低下し、控除できる仕入税額が減少する可能性がある。
- ・本税制改正は暗号資産に係るものであり、電子決済手段の取扱いについては改正されないため、引き続き電子決済手段の譲渡は、支払手段に類するものの譲渡として非課税となるとともに、課税売上割合の計算上も考慮する必要はない。